

イーノの森 DogGarden 施設に関する利用規程

この利用規程は、スバル興業株式会社（以下「当社」といいます。）が管理するイーノの森 DogGarden の施設利用に関する事項を定め、DogGarden 施設の円滑な管理・運営と利用者の安全と利便を図ることを目的とします。

第1節 施設の利用

（営業時間および営業日）

第1条 施設の営業時間および休業日は、次のとおりとします。

(1) 営業時間

午前9：30から日没一時間前まで

(2) 営業日

土曜日・日曜日・祝日

（当施設の利用資格）

第2条 当施設への立ち入りおよび利用は、第2条に定めるメンバーカードおよびビジターカードを有している者およびその同伴者に限るものとします。

2 当施設は、暴力団もしくはこれに類する非合法的な団体、またはそれらの関係者の施設への立ち入りを固くお断りしております。

3 当施設内において、次の各号に掲げる行為をするときは、書面により当社の承認を得るものとします。なお、第1号および第2号に掲げる行為について当社の承認を得たときは、当社が定める所定の料金を支払うものとします。

(1) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため、当施設を独占して使用する行為

(2) 物品販売、業としての写真撮影その他の営利を目的とする行為

(3) 非営利目的のための宣伝、募金その他これらに類する行為

4 当施設は、以下に該当する場合には、ご利用になれません。

(1) 飼い犬登録を行っていない利用者が飼養する犬

(2) 狂犬病および伝染病の予防接種を一年以内に受けていない犬

- (3) 噛みつきなどのトラブルを起こした事のある犬
- (4) 闘犬を目的とした犬など、他の利用者に恐怖感を与える犬
- (5) 他の犬や人に攻撃的な性格の犬
- (6) 生理中の犬（約1か月間）及び病気の犬
- (7) 犬以外のペット、犬をお連れでない人
- (8) 未就学児

（当施設の利用）

第3条 利用者は、当施設の利用の際には必ずクラブハウスにて受付および利用手続きを行い、当社の定める利用料を支払うとともに、その利用に当たっては本規程を遵守するものとします。

- (1) 施設内では、メンバーカードを首から下げてください
- (2) ドッグラン内では、
「中・大型犬用エリア（13kg以上）」
「小・中型犬用エリア（～12kgまで）」での適合エリア内への入場をお願い致します

*但し、ジャックラッセルテリア・フレンチブルドッグ・ボストンテリアは大型犬エリアをご利用ください

- (3) 飼い主一人につき同時に利用できる犬は最大2頭までです
- (4) 飼い主は愛犬から目を離さないように注意し、他の犬や飼い主の邪魔とならないようにしてください。（ご家庭での環境とは違うため、愛犬が思わぬ行動をとることがあります）
- (5) 当施設内で生じた愛犬・飼い主の事故、噛傷事故、怪我、その他トラブルなどは、直接当事者間で解決してください。当施設では、一切の責任を負いかねますのでご了承ください
- (6) マーキングなど排泄をした場所には臭いを残さないためにも水を掛け流してください（水筒やペットボトルでの水のご持参をお願いいたします）
- (7) フンなどの排泄物は持ち帰り、飼い主が責任をもって処理してください
- (8) 上記にかかわらず、他の犬や飼い主の迷惑になる行為はご遠慮ください
- (9) 利用者の方々が仲良く譲り合い、自らの責任において利用してください
- (10) 愛犬が掘った穴などは必ず埋めてください

- (11) 犬と飼い主は一緒に入場してください
- (12) 小学生のご利用は保護者の同伴が必要です。ただし、木陰のドッグラン（大）は小学校高学年以上でないと入場できません。
- (13) ドッグランの利用に慣れていない犬や飼い主の命令を聞けない（呼んでも戻ってこない等）など訓練が不十分な犬は、ドッグラン内でリードを外さないでください
- (14) 飼い主は愛犬をドッグランの雰囲気になじませてから、リードを外すようにしてください。
- (15) 混雑状況により入場を制限する場合があります
- (16) 貸切りやイベントなどのご利用いただけない場合があります
- (17) 愛犬がほかの犬に対してマウンティングなど問題行為を起こした場合は、速やかに制止してください
- (18) ペットシャワーの使用に当たっては、清潔、節水に心がけてください
- (19) 愛犬が原因の施設や備品などの損傷・汚損については、相当額を請求させていただく場合がございます

（当施設の利用制限）

第4条 次の各号に掲げる場合において、当社は、利用者に対し当施設の利用を制限することができるものとします。

- (1) 利用者が、利用規程を遵守しなかったとき
- (2) 当社または東京都が主催または後援する行事等を実施するとき
- (3) 当社または東京都が施設の保守・管理、工事を実施するとき
- (4) 災害等の発生により関係行政機関が当施設を使用するとき
- (5) 台風津波等の天災、その他不可抗力による施設の損傷等、当社が安全上必要と判断したとき
- (6) 管理上支障があるとき、および利用者が係員の指示に従わないとき

2 当社は、当施設内において異常言動を行う者、利用者に着しく迷惑を及ぼす者に対し当施設から退去させることができるものとします。

第2節 メンバーカード

(会員証の発行および貸与)

第5条 当施設は、メンバーカード（一年に一度更新）と一般利用としてビジターカードの2種があります。利用の際は、カードを飼い主が首から下げてください。

2 当社は、会員登録された愛犬一頭に対しメンバーカードを一枚発行します。

3 当社は、所定の料金を支払った利用者に対し、当日のみ有効のビジターカードを飼い主に一枚貸与します。

(メンバーカードの譲渡等の禁止)

第6条 メンバーカードは、カードに登録された愛犬のみが使用できるものとし、他の犬に対し、譲渡または貸与できません。

(メンバーカードの再発行)

第7条 メンバーカードを盗難等により紛失した際は、所定の料金（1,000円）を支払いカードの再発行の申請を行うものとします。

第3節 施設内の禁止事項

第8条 利用者は、安全・事故防止のため、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 当施設内での飲食、飲酒、喫煙は禁止です
- (2) ベビーカーおよび犬用カートの入場は禁止です
- (3) 当施設内でのトリミング・シャンプーは禁止です
- (4) 犬の運動用具（ボールなど）、おもちゃ、フード類はトラブル防止のため使用できません
- (5) 競技（タイムレース50を除く）を目的とした練習はご遠慮ください
- (6) 当施設内において、花火の点火、焚き火等裸火を取り扱う行為は禁止です
- (7) 当施設内に危険物（ガソリン・軽油・爆発物等）を持ち込む行為は禁止です
- (8) 前各号のほか、他の利用者に迷惑となる行為はおやめください

第4節 その他

(当施設内での事故等に係る取扱等)

第9条 当社は、台風、津波等の天災、盗難、衝突等により生じた損害については、その責を負いません。

2 当社は、万が一の不可抗力による施設内での愛犬の怪我・死亡・盗難・逃亡等の不測の事故に対して、その責を負いません。